



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年12月24日火曜日 第572号外1

## ◇ 目 次 ◇

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	(人事課)..... 1
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	(財政課).....44
愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例.....	(税務課).....45
国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例.....	(医療保険課).....46
愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例.....	(港湾海岸課).....46
愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....	(警察本部運転免許課).....47

## 条 例

### ○愛媛県条例第44号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年12月24日

愛媛県知事 中村時広

#### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第18条の4</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額416,600円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額51,600円</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額50,800円</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(期末手当)</p> <p><b>第19条</b> 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第18条の4</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額415,600円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額51,100円</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額50,300円</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(期末手当)</p> <p><b>第19条</b> 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上</p>

であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 省略

(勤勉手当)

#### 第19条の4 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～6 省略

(勤勉手当)

#### 第19条の4 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,601	231,380	262,867	289,023	311,658	337,010	375,640	418,093	468,293
	2	185,707	232,889	263,873	290,633	313,369	338,921	378,256	420,508	471,411
	3	186,914	234,398	264,879	292,142	315,079	340,732	380,569	423,023	474,429
	4	188,021	235,907	265,885	293,651	316,588	342,543	382,783	425,437	477,447
	5	189,128	237,416	266,891	295,160	317,996	344,253	384,694	427,348	480,465
	6	190,838	238,925	267,897	296,669	319,304	345,963	387,008	429,461	483,483
	7	192,447	240,434	268,903	298,077	320,612	347,573	389,120	431,574	486,501
	8	194,057	241,943	269,909	299,385	321,920	349,283	391,132	433,787	489,620
	9	195,667	243,452	270,915	300,592	323,227	350,892	393,144	435,698	492,336
	10	197,377	244,860	271,921	302,101	325,038	352,603	395,458	437,811	495,455
	11	198,986	246,268	272,927	303,610	326,849	354,212	397,671	439,923	498,473
	12	200,596	247,677	273,933	305,019	328,559	355,822	399,885	441,835	501,591
	13	202,206	248,884	274,939	306,427	330,269	357,331	402,098	443,545	504,307
	14	203,916	250,091	275,945	307,534	331,980	359,041	404,412	445,356	506,621
	15	205,626	251,298	276,951	308,540	333,690	360,651	406,625	447,267	508,935
	16	207,336	252,506	278,058	309,747	335,400	362,260	408,939	449,179	511,249
	17	208,644	253,612	279,064	310,954	337,010	363,870	410,749	450,989	513,261
	18	210,254	254,719	280,372	312,564	338,720	365,681	412,661	452,800	514,669
	19	211,863	255,825	281,680	314,173	340,430	367,190	414,572	454,611	516,178
	20	213,372	256,932	282,887	315,783	342,040	368,799	416,383	456,321	517,587
	21	214,881	257,938	284,195	317,292	343,549	370,208	418,194	458,132	518,794
	22	216,491	258,944	285,502	318,902	345,158	371,817	420,005	459,641	520,202
	23	218,100	259,950	286,710	320,511	346,768	373,427	421,815	461,049	521,711
	24	219,710	260,956	287,917	322,121	348,277	374,936	423,626	462,558	523,220
	25	221,320	261,962	289,023	323,630	349,685	376,847	425,236	463,967	524,327
	26	223,030	262,867	290,231	325,340	351,395	378,759	426,745	465,275	525,433
	27	224,338	263,773	291,538	326,950	353,005	380,670	428,254	466,582	526,641
	28	225,645	264,678	292,846	328,559	354,615	382,481	429,763	467,790	527,848
	29	226,953	265,483	294,154	329,968	355,822	383,990	431,272	468,796	528,854
	30	228,060	266,288	295,160	331,678	357,331	385,801	432,580	469,500	529,759
	31	229,166	267,093	296,166	333,388	358,840	387,511	433,887	470,204	530,665
	32	230,273	267,897	297,273	334,998	360,349	389,120	435,095	470,908	531,570

	33	231,380	268,602	298,379	336,205	362,059	390,831	436,302	471,612	532,375
	34	232,486	269,406	299,586	338,116	363,870	392,239	437,610	472,317	533,280
	35	233,593	270,211	300,693	339,826	365,580	393,647	438,917	472,920	533,984
	36	234,699	270,915	301,900	341,436	367,290	395,056	440,125	473,524	534,487
	37	235,806	271,620	303,107	342,945	368,699	396,464	441,332	474,027	535,192
	38	236,812	272,424	304,415	344,555	370,006	397,671	442,137	474,630	535,795
	39	237,818	273,229	305,723	346,164	371,214	398,879	442,941	475,234	536,600
	40	238,723	273,933	307,031	347,774	372,622	399,885	443,746	475,838	537,204
	41	239,629	274,638	308,339	349,484	373,729	400,991	444,350	476,341	537,707
	42	240,534	275,442	309,646	351,295	374,634	402,198	444,953	476,844	
	43	241,339	276,247	310,954	353,106	375,640	403,305	445,557	477,246	
	44	242,144	276,951	312,262	354,916	376,747	404,412	446,161	477,548	
	45	242,848	277,656	313,570	356,425	377,551	405,116	446,865	477,850	
	46	243,452	278,360	314,878	357,834	378,457	405,820	447,670		
	47	244,055	279,064	316,185	359,242	379,362	406,524	448,072		
	48	244,659	279,768	317,292	360,651	380,167	407,228	448,776		
	49	245,262	280,472	318,197	362,160	380,972	407,832	449,279		
	50	245,866	281,177	319,505	362,964	381,777	408,436	449,682		
	51	246,470	281,881	320,813	363,970	382,581	408,939	450,084		
	52	246,973	282,585	322,121	364,976	383,286	409,341	450,486		
	53	247,476	283,189	323,328	365,882	383,990	409,743	450,889		
	54	247,878	283,893	324,636	366,988	384,694	409,945	451,291		
	55	248,180	284,496	325,843	367,894	385,398	410,246	451,694		
	56	248,482	285,201	327,050	368,900	386,102	410,548	451,995		
	57	248,783	285,804	328,358	369,805	386,605	410,850	452,297		
	58	249,085	286,508	329,465	370,509	387,209	411,152	452,700		
	59	249,387	287,112	330,571	371,214	387,813	411,454	453,001		
定年	60	249,689	287,816	331,678	371,817	388,517	411,755	453,303		
前再	61	249,991	288,420	332,382	372,220	388,919	411,957	453,605		
任用	62	250,292	289,124	333,287	372,823	389,523	412,258			
短時	63	250,594	289,728	333,992	373,527	390,126	412,560			
間勤	64	250,896	290,231	334,796	374,232	390,629	412,862			
務職	65	251,198	290,734	335,601	374,533	391,032	413,063			
員以	66	251,500	291,337	336,004	375,238	391,635	413,365			
外の	67	251,801	291,840	336,607	375,942	392,239	413,667			
職員	68	252,103	292,444	337,311	376,545	392,742	413,969			
	69	252,405	292,947	338,116	376,847	393,144	414,170			

70	252,707	293,450	338,820	377,350	393,647	414,472
71	253,009	294,053	339,525	377,954	394,150	414,773
72	253,310	294,657	340,128	378,557	394,754	414,975
73	253,612	295,160	340,631	378,859	395,056	415,176
74	253,914	295,663	341,235	379,463	395,458	415,478
75	254,216	296,065	341,738	380,167	395,861	415,779
76	254,518	296,367	342,341	380,771	396,263	415,981
77	254,819	296,568	342,643	381,173	396,565	416,182
78	255,121	296,870	343,146	381,676	396,867	416,484
79	255,423	297,071	343,549	382,280	397,168	416,785
80	255,725	297,373	343,951	382,783	397,370	416,987
81	256,027	297,574	344,353	383,286	397,571	417,188
82	256,328	297,776	344,856	383,889	397,873	417,490
83	256,630	298,077	345,359	384,392	398,174	417,791
84	256,932	298,279	345,862	384,694	398,376	417,993
85	257,234	298,580	346,164	385,096	398,577	418,194
86	257,536	298,882	346,567	385,599	398,879	
87	257,837	299,184	346,969	386,002	399,180	
88	258,139	299,486	347,371	386,404	399,382	
89	258,441	299,788	347,673	386,807	399,583	
90	258,743	300,089	348,076	387,310	399,885	
91	259,045	300,391	348,478	387,712	400,186	
92	259,346	300,794	348,880	388,114	400,388	
93	259,648	300,995	349,082	388,416	400,589	
94		301,196	349,484	388,919		
95		301,498	349,886	389,322		
96		301,900	350,289	389,724		
97		302,101	350,490	390,026		
98		302,403	350,892	390,529		
99		302,806	351,295	390,931		
100		303,208	351,597	391,334		
101		303,409	351,898	391,635		
102		303,711	352,301			
103		304,013	352,703			
104		304,315	353,106			
105		304,516	353,609			
106		304,818	354,011			

	107		305,119	354,413						
	108		305,421	354,816						
	109		305,622	355,319						
	110		306,025	355,721						
	111		306,427	356,023						
	112		306,729	356,325						
	113		306,930	356,828						
	114		307,131							
	115		307,433							
	116		307,836							
	117		308,037							
	118		308,238							
	119		308,540							
	120		308,842							
	121		309,244							
	122		309,445							
	123		309,747							
	124		310,049							
	125		310,351							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		193,152	220,817	261,560	281,378	296,669	322,523	364,876	398,577	450,688

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	212,869	233,995	257,033	292,142	321,920	344,454	366,988	395,861	433,083
	2	215,284	236,208	259,045	293,450	323,630	346,164	368,699	397,671	434,893
	3	217,698	238,422	261,258	294,758	325,340	347,774	370,409	399,382	436,805
	4	220,112	240,635	263,471	295,965	327,050	349,383	372,119	401,092	438,716
	5	222,527	242,848	265,584	297,172	328,559	350,993	373,829	402,701	440,125
	6	224,941	244,860	266,891	298,178	329,968	352,100	375,439	404,210	441,734
	7	227,356	246,872	268,199	299,184	331,275	353,206	377,048	405,719	443,344
	8	229,569	248,683	269,507	300,089	332,583	354,313	378,658	407,228	444,752
	9	231,782	250,494	270,815	300,693	333,891	355,419	380,167	408,637	446,161
	10	233,895	252,204	272,123	301,397	335,400	357,130	381,777	410,246	447,871
	11	236,007	253,914	273,430	302,101	336,909	358,840	383,386	411,856	449,480
	12	238,019	255,322	274,738	302,806	338,418	360,449	384,895	413,365	450,889
	13	240,031	256,731	276,046	303,510	339,927	362,059	386,404	414,874	451,794
	14	242,043	258,542	277,253	304,214	341,335	363,769	388,114	416,987	453,404
	15	244,055	259,950	278,360	304,918	342,643	365,379	389,825	418,999	455,215
	16	245,665	261,459	279,869	305,522	343,951	366,988	391,535	421,111	457,025
	17	247,274	262,968	281,177	306,226	345,259	368,598	393,044	422,821	458,534
	18	248,783	264,175	282,484	307,031	346,868	370,208	394,653	424,431	460,345
	19	250,292	265,382	283,792	307,735	348,478	371,817	396,263	426,041	462,156
	20	251,801	266,489	284,999	308,540	350,088	373,427	397,873	427,550	463,866
	21	253,310	267,797	286,207	309,244	351,597	375,036	399,482	429,059	465,476
	22	254,920	269,004	286,810	310,049	353,206	376,646	401,092	430,668	467,186
	23	256,429	270,312	287,414	311,055	354,816	378,256	402,701	432,077	468,796
	24	257,938	271,620	288,017	311,960	356,325	379,865	404,311	433,485	470,606
	25	259,447	273,028	288,520	312,866	357,834	381,475	405,820	434,592	472,115
	26	260,654	274,436	289,124	314,173	359,443	383,084	407,832	436,000	473,524
	27	261,861	275,744	289,728	315,481	361,053	384,694	409,844	437,509	475,033
	28	263,069	277,052	290,231	316,789	362,562	386,304	411,856	439,018	476,341
	29	264,276	278,058	290,734	318,097	364,071	387,913	413,365	440,326	477,548
	30	265,584	279,366	291,337	319,606	365,681	389,523	415,075	442,036	478,252
	31	266,891	280,674	291,840	320,914	367,290	391,233	416,685	443,646	478,956
	32	268,199	281,881	292,343	322,020	368,900	392,943	418,395	445,255	479,560

	33	269,507	283,088	292,846	323,026	370,308	394,653	420,005	446,664	480,063
	34	271,016	283,692	293,450	324,233	372,018	396,665	421,514	448,374	480,767
	35	272,324	284,295	293,953	325,441	373,729	398,577	423,023	450,084	481,371
	36	273,732	284,899	294,456	326,547	375,338	400,488	424,431	451,694	481,974
	37	274,738	285,402	294,959	327,654	376,948	402,198	425,638	453,102	482,276
	38	276,046	286,005	295,562	328,861	378,557	403,607	427,147	453,806	482,880
	39	277,354	286,609	296,166	330,068	380,167	404,814	428,656	454,510	483,383
	40	278,561	287,213	296,770	331,175	381,877	406,122	430,065	455,215	483,886
	41	279,768	287,716	297,474	332,281	383,587	407,128	431,574	455,617	484,389
	42	280,372	288,319	298,178	333,489	385,599	408,234	432,881	456,120	484,791
	43	280,975	288,923	298,882	334,696	387,611	409,240	434,089	456,724	485,193
	44	281,579	289,426	299,586	335,903	389,623	410,246	435,296	457,327	485,596
	45	281,981	289,929	300,190	337,110	391,334	411,353	436,302	457,931	485,898
	46	282,585	290,432	301,095	338,317	393,044	412,560	437,006	458,635	
	47	283,088	290,935	301,900	339,525	394,553	413,667	437,811	459,138	
	48	283,591	291,438	302,705	340,732	396,062	414,773	438,515	459,641	
	49	284,094	292,041	303,510	341,939	397,269	415,981	439,018	460,144	
	50	284,698	292,544	304,616	343,247	398,275	416,785	439,420	460,446	
	51	285,201	293,148	305,723	344,454	399,281	417,590	439,823	460,748	
	52	285,704	293,752	306,729	345,661	400,287	418,194	440,125	461,150	
	53	286,207	294,355	307,735	346,868	401,394	418,697	440,426	461,552	
	54	286,810	295,059	308,842	348,277	402,500	419,401	440,728	461,754	
	55	287,313	295,764	309,848	349,585	403,607	420,105	441,030	462,055	
	56	287,816	296,468	310,954	350,892	404,713	420,709	441,332	462,257	
	57	288,319	297,071	311,960	351,798	406,021	421,413	441,533	462,659	
	58	288,822	297,977	313,067	353,106	406,826	421,815	441,835	462,860	
	59	289,325	298,782	314,173	354,313	407,631	422,419	442,137	463,061	
	60	289,828	299,586	315,280	355,520	408,234	423,023	442,438	463,263	
	61	290,331	300,391	316,286	356,727	408,737	423,425	442,740	463,665	
	62	290,834	301,297	317,393	358,136	409,442	423,827	443,042		
	63	291,337	302,202	318,499	359,544	410,146	424,330	443,344		
	64	291,840	303,107	319,606	360,952	410,850	424,833	443,646		
	65	292,343	303,912	320,612	362,260	411,152	425,336	443,847		
	66	292,846	304,818	321,718	363,769	411,856	425,940	444,149		
	67	293,349	305,622	322,825	365,278	412,560	426,342	444,450		
定年	68	293,852	306,427	323,932	366,687	413,063	426,745	444,752		
前再										
任用	69	294,355	307,333	324,938	367,894	413,466	427,147	444,953		



短時	70	294,858	308,238	326,145	369,302	413,868	427,449	445,255
間勤	71	295,361	309,143	327,352	370,610	414,371	427,751	445,557
務職	72	295,864	310,049	328,559	372,018	414,874	428,053	445,758
員以								
外の	73	296,367	310,854	329,263	373,125	415,377	428,354	445,959
職員	74	296,971	311,759	330,571	374,332	415,779	428,656	446,261
	75	297,574	312,664	331,879	375,539	416,282	428,958	446,563
	76	298,077	313,469	333,187	376,747	416,785	429,159	446,865
	77	298,580	314,173	334,495	378,054	417,288	429,360	447,066
	78	299,184	315,079	335,903	379,262	417,791	429,662	447,368
	79	299,788	315,984	337,311	380,469	418,395	429,964	447,670
	80	300,391	316,990	338,720	381,575	418,898	430,165	447,971
	81	300,995	317,896	340,028	382,682	419,300	430,366	448,173
	82	301,699	319,002	341,637	383,889	419,904	430,668	448,474
	83	302,403	320,008	343,146	384,996	420,407	430,970	448,776
	84	303,007	321,014	344,655	386,203	420,608	431,171	449,078
	85	303,610	321,920	346,064	387,310	420,910	431,372	449,279
	86	304,315	322,926	347,573	387,913	421,413	431,674	
	87	305,019	323,932	349,082	388,416	421,715	431,976	
	88	305,723	324,938	350,490	388,919	422,017	432,177	
	89	306,427	325,944	351,798	389,523	422,318	432,378	
	90	307,232	327,251	353,005	390,126	422,721	432,680	
	91	308,037	328,459	354,212	390,730	423,123	432,982	
	92	308,741	329,666	355,520	391,334	423,526	433,183	
	93	309,244	330,873	356,828	391,635	423,827	433,384	
	94	310,149	332,181	358,337	392,138	424,230		
	95	311,055	333,388	359,846	392,641	424,632		
	96	311,860	334,595	361,254	393,144	425,035		
	97	312,664	335,802	362,562	393,547	425,336		
	98	313,670	337,110	363,769	393,949	425,739		
	99	314,576	338,317	364,876	394,452	426,141		
	100	315,481	339,525	366,083	394,955	426,544		
	101	316,387	340,933	367,190	395,358	426,845		
	102	317,393	341,838	368,296	395,861			
	103	318,399	342,844	369,403	396,364			
	104	319,304	343,951	370,509	396,867			
	105	320,109	345,058	371,717	397,168			
	106	320,712	346,164	372,220	397,571			

107	321,316	347,170	372,823	398,074						
108	321,920	348,176	373,427	398,376						
109	322,423	349,383	374,030	398,677						
110	322,926	350,389	374,533	399,180						
111	323,328	351,395	374,936	399,683						
112	323,831	352,301	375,439	400,186						
113	324,636	353,206	375,841	400,488						
114	325,340	354,112	376,244	400,991						
115	326,044	355,118	376,747	401,494						
116	326,648	356,124	377,250	401,997						
117	327,251	357,130	377,652	402,299						
118	327,956	357,532	378,155	402,802						
119	328,660	358,136	378,759	403,305						
120	329,465	358,739	379,262	403,808						
121	330,068	359,041	379,463	404,210						
122	330,370	359,443	379,966	404,713						
123	330,873	359,846	380,469	405,116						
124	331,376	360,248	380,871	405,619						
125	331,678	360,651	381,374	406,021						
126		361,053	381,877							
127		361,455	382,380							
128		361,858	382,883							
129		362,260	383,185							
130			383,688							
131			384,191							
132			384,694							
133			384,996							
134			385,499							
135			385,901							
136			386,304							
137			386,605							
138			387,108							
139			387,611							
140			388,114							
141			388,416							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	247,677	259,548	263,773	295,562	312,463	326,849	350,691	386,505	418,697	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,003	235,303	313,469	357,532	402,299
	2	186,110	239,629	315,381	358,940	404,915
	3	187,317	242,345	317,292	360,349	407,530
	4	188,423	245,061	319,203	361,657	410,045
	5	189,530	247,677	321,014	362,864	412,158
	6	191,643	249,286	322,825	364,071	414,572
	7	193,755	250,795	324,636	365,278	416,987
	8	195,868	252,304	326,346	366,385	419,300
	9	197,980	253,813	328,056	367,491	421,614
	10	199,992	255,926	330,068	368,900	424,029
	11	202,004	258,039	332,080	370,208	426,443
	12	204,016	260,051	334,092	371,515	428,757
	13	206,028	262,063	335,903	372,823	431,071
	14	207,940	264,376	337,915	374,232	433,787
	15	209,851	266,690	339,826	375,640	436,503
	16	211,662	268,903	341,738	376,948	439,219
	17	213,372	271,117	343,549	378,256	441,734
	18	215,183	273,531	345,158	379,664	444,249
	19	216,994	275,945	346,768	381,072	446,764
	20	218,805	278,360	348,377	382,481	449,179
	21	220,615	280,674	349,987	383,889	451,593
	22	222,426	282,786	350,993	385,298	454,209
	23	224,136	284,899	351,999	386,706	456,824
	24	225,847	286,911	353,005	388,114	459,138
	25	227,557	288,923	354,112	389,523	461,351
	26	229,669	290,834	355,419	391,032	463,665
	27	231,581	292,746	356,627	392,440	466,180
	28	233,492	294,657	357,834	393,849	468,594
	29	235,404	296,568	359,041	395,257	471,109
	30	236,510	298,077	360,148	396,766	473,624
	31	237,617	299,586	361,254	398,275	476,139
	32	238,723	301,095	362,361	399,784	478,554

	33	240,132	302,604	363,467	401,293	480,868
	34	241,641	304,113	364,473	402,903	483,282
	35	243,150	305,622	365,479	404,512	485,696
	36	244,659	307,031	366,485	406,222	488,211
	37	246,168	308,439	367,391	407,430	490,626
	38	247,777	309,345	368,296	408,838	493,141
	39	249,387	310,250	369,101	410,246	495,555
	40	250,997	311,155	369,906	411,554	498,070
	41	252,606	311,960	370,610	412,862	500,384
	42	254,115	312,463	371,415	414,170	502,597
	43	255,624	312,966	372,220	415,679	504,810
	44	257,133	313,469	373,024	417,188	507,024
	45	258,642	313,972	373,829	418,395	508,633
	46	259,950	314,475	374,634	419,602	510,142
	47	261,157	314,978	375,439	421,212	511,752
	48	262,364	315,481	376,244	422,721	513,261
	49	263,572	315,884	377,048	424,029	514,971
	50	264,678	316,387	378,356	425,437	516,379
	51	265,785	316,890	379,664	426,845	517,788
	52	266,891	317,393	380,871	428,254	519,297
	53	267,998	317,795	381,575	429,662	520,403
	54	269,105	318,298	382,581	431,071	521,611
	55	270,111	318,700	383,386	432,479	522,818
	56	271,117	319,103	384,090	433,887	524,025
	57	272,123	319,505	384,795	434,994	524,930
定年	58	272,827	319,908	385,499	436,302	525,936
前再	59	273,430	320,310	386,203	437,710	526,942
任用	60	274,034	320,712	386,907	439,018	527,948
短時	61	274,638	321,115	387,511	439,823	529,055
間勤	62	275,241	321,718	388,215	440,628	529,960
務職	63	275,845	322,322	389,020	441,533	530,665
員以	64	276,448	322,926	389,825	442,438	531,369
外の	65	277,052	323,429	390,428	443,243	532,174
職員	66	277,656	324,032	391,233	444,048	532,978
	67	278,259	324,636	391,937	444,652	533,783
	68	278,863	325,239	392,641	445,456	534,588

69	279,466	325,742	393,245	445,859	535,292
70	280,171	326,346	393,949	446,462	536,097
71	280,875	326,950	394,653	446,965	536,902
72	281,579	327,553	395,358	447,468	537,707
73	282,183	328,056	396,062	447,971	538,411
74	282,887	328,760	396,665		
75	283,591	329,465	397,269		
76	284,295	330,169	397,973		
77	284,899	330,873	398,677		
78	285,603	331,577	399,180		
79	286,307	332,281	399,784		
80	286,911	332,986	400,388		
81	287,514	333,690	400,891		
82	288,219	334,495	401,494		
83	288,923	335,199	402,098		
84	289,526	335,802	402,601		
85	290,130	336,305	403,104		
86	290,834	336,808	403,607		
87	291,538	337,211	404,110		
88	292,142	337,613	404,614		
89	292,746	337,915	405,216		
90	293,450	338,418			
91	294,154	338,820			
92	294,758	339,223			
93	295,361	339,525			
94	296,065	339,927			
95	296,669	340,329			
96	297,273	340,732			
97	297,574	341,235			
98	298,178	341,738			
99	298,782	342,241			
100	299,285	342,744			
101	299,788	343,247			
102	300,190	343,750			
103	300,592	344,253			
104	300,995	344,756			

	105	301,397	345,158			
	106	301,900	345,561			
	107	302,403	346,064			
	108	302,705	346,466			
	109	302,906	346,969			
	110	303,309	347,371			
	111	303,610	347,774			
	112	303,812	348,176			
	113	304,113	348,679			
	114	304,415	349,082			
	115	304,717	349,484			
	116	305,019	349,886			
	117	305,321	350,389			
	118	305,622	350,792			
	119	305,824	351,194			
	120	306,125	351,597			
	121	306,427	351,999			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		223,130	265,181	290,331	333,388	392,943

備考 この表は、研究所に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4(第3条関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	293,148	372,220	429,260	487,306
	2	295,462	374,835	431,272	489,117
	3	297,776	377,350	433,284	490,928
	4	299,989	379,865	435,195	492,738
	5	302,101	382,380	437,107	494,549
	6	305,622	385,096	438,716	496,259
	7	309,143	387,813	440,326	497,970
	8	312,564	390,428	441,935	499,680
	9	315,984	392,541	443,545	501,390
	10	319,505	395,056	445,356	503,503
	11	322,926	397,571	447,167	505,615
	12	326,346	400,086	448,977	507,728
	13	329,766	402,701	450,788	509,740
	14	333,287	405,418	452,599	511,651
	15	336,708	408,033	454,410	513,764
	16	340,128	410,548	456,221	515,776
	17	343,549	412,963	457,830	517,687
	18	346,667	415,176	459,842	519,699
	19	349,786	417,288	461,754	521,711
	20	352,904	419,401	463,665	523,522
	21	356,124	421,514	465,073	525,333
	22	359,242	423,023	466,884	527,144
	23	362,361	424,532	468,695	528,954
	24	365,379	426,041	470,506	530,765
	25	368,397	427,449	472,317	532,375
	26	370,711	428,958	474,127	534,186
	27	373,024	430,467	475,938	535,996
	28	375,238	431,875	477,749	537,807
	29	377,149	433,284	479,560	539,417
	30	378,859	434,793	481,371	541,228
	31	380,569	436,302	483,181	543,038
	32	382,380	437,710	484,992	544,749

	33	384,191	439,119	486,803	546,358
	34	386,002	440,628	488,714	548,169
	35	387,611	442,137	490,626	549,879
	36	389,020	443,545	492,537	551,589
	37	390,428	444,953	494,449	553,098
	38	391,937	446,362	496,159	554,708
	39	393,446	447,770	497,970	556,116
	40	394,955	449,179	499,780	557,726
	41	396,464	450,587	501,390	559,235
	42	397,168	451,995	503,201	560,643
	43	397,772	453,404	505,012	562,052
	44	398,476	454,812	506,621	563,360
	45	399,382	456,221	508,030	564,567
定年	46	399,985	457,629	509,740	565,573
前再	47	400,589	459,037	511,551	566,579
任用	48	401,192	460,446	513,261	567,585
短時	49	401,796	461,854	514,770	568,591
間勤	50	402,299	463,564	516,078	569,496
務職	51	402,802	465,174	517,385	570,402
員以	52	403,305	466,784	518,693	571,307
外の	53	403,808	468,393	519,699	572,112
職員	54	404,210	469,600	521,007	573,017
	55	404,613	470,808	522,315	573,923
	56	405,015	471,914	523,623	574,828
	57	405,418	472,920	524,629	575,733
	58	405,820	473,926	525,433	576,639
	59	406,222	474,832	526,238	577,544
	60	406,625	475,636	527,043	578,248
	61	407,027	476,341	527,948	579,154
	62	407,430	477,045	528,753	580,059
	63	407,832	477,749	529,558	580,965
	64	408,234	478,353	530,262	581,870
	65	408,536	479,057	531,067	582,775
	66		479,761	531,872	
	67		480,365	532,576	
	68		480,968	533,481	



69		481,270	534,387	
70		481,874	535,192	
71		482,578	536,097	
72		483,282	537,002	
73		483,684	537,807	
74		484,288	538,713	
75		484,992	539,618	
76		485,696	540,322	
77		486,099	541,127	
78		486,702	542,032	
79		487,306	542,938	
80		487,809	543,843	
81		488,312	544,648	
82		488,815	545,553	
83		489,318	546,459	
84		489,821	547,364	
85		490,223	548,169	
86		490,726	549,074	
87		491,129	549,980	
88		491,632	550,885	
89		492,135	551,690	
90		492,738		
91		493,342		
92		493,744		
93		494,247		
94		494,851		
95		495,455		
96		495,958		
97		496,461		
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	303,510	346,466	401,897	476,139

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	189,731	228,764	260,051	280,271	305,321	343,146	381,777
	2	191,844	230,072	261,258	281,076	306,830	344,856	384,090
	3	193,956	231,380	262,364	281,881	308,339	346,567	386,404
	4	196,069	232,687	263,471	282,686	309,848	348,176	388,718
	5	198,081	233,895	264,578	283,490	311,357	349,786	391,032
	6	200,093	235,001	265,382	284,295	312,765	351,496	393,647
	7	202,105	236,007	266,187	285,100	314,173	353,106	396,263
	8	203,916	237,013	266,992	285,804	315,582	354,715	398,879
	9	205,727	238,120	267,797	286,508	316,890	356,325	400,991
	10	207,638	239,327	268,602	287,213	318,298	358,035	403,204
	11	209,549	240,635	269,406	287,917	319,706	359,745	405,418
	12	211,662	241,943	270,211	288,722	321,115	361,355	407,631
	13	213,372	243,250	271,016	289,526	322,523	362,864	409,643
	14	215,384	244,558	271,821	290,331	324,133	364,574	411,655
	15	217,597	245,866	272,626	291,136	325,642	366,184	413,667
	16	219,710	247,073	273,430	291,840	327,151	367,793	415,679
	17	221,823	248,280	274,235	292,544	328,660	369,403	417,490
	18	222,929	249,488	275,040	293,651	330,269	371,012	419,401
	19	224,036	250,695	275,845	294,758	331,778	372,622	421,312
	20	225,142	251,902	276,650	295,965	333,287	374,232	423,123
	21	226,249	253,009	277,454	297,172	334,796	375,841	424,934
	22	227,154	253,914	278,259	298,379	336,406	377,853	426,544
	23	228,060	254,719	279,064	299,586	337,915	379,865	428,153
	24	228,965	255,524	279,869	300,794	339,424	381,877	429,662
	25	229,871	256,328	280,674	302,001	340,933	383,286	431,171
	26	230,776	257,133	281,579	303,208	342,543	384,996	432,479
	27	231,681	257,938	282,484	304,415	344,152	386,706	433,787
	28	232,587	258,743	283,289	305,622	345,661	388,416	435,095
	29	233,492	259,548	284,094	306,830	346,969	390,126	436,402
	30	234,398	260,352	284,999	308,037	348,478	391,635	437,610
	31	235,303	261,157	285,905	309,143	349,987	393,144	438,817
	32	236,208	261,962	286,710	310,351	351,496	394,653	439,923
	33	237,013	262,767	287,514	311,658	353,005	395,961	441,131

	34	237,818	263,572	288,621	312,866	354,514	397,269	442,237
	35	238,623	264,276	289,627	314,073	356,023	398,577	443,444
	36	239,428	265,081	290,633	315,280	357,431	399,683	444,652
	37	240,232	265,986	291,639	316,487	358,840	400,790	445,758
	38	241,037	266,791	292,746	317,594	360,449	401,897	446,563
	39	241,842	267,596	293,752	318,801	361,958	403,003	446,965
	40	242,647	268,400	294,758	320,008	363,467	404,110	447,670
	41	243,250	269,205	295,764	321,215	364,675	404,915	448,173
	42	243,854	270,010	296,770	322,523	365,781	405,719	448,575
	43	244,458	270,815	297,776	323,831	366,988	406,524	448,977
	44	244,961	271,620	298,782	325,038	368,095	407,329	449,380
	45	245,464	272,324	299,788	325,944	369,101	407,731	449,782
	46	246,067	273,129	300,995	327,151	369,906	408,335	450,185
	47	246,570	273,933	302,101	328,358	370,912	408,838	450,587
	48	246,973	274,738	303,208	329,565	372,018	409,240	450,889
	49	247,375	275,442	304,315	330,672	373,024	409,643	451,191
	50	247,878	276,247	305,421	331,678	374,030	409,844	451,593
	51	248,381	276,951	306,528	332,684	375,036	410,146	451,895
	52	248,884	277,656	307,634	333,589	375,942	410,448	452,197
定年	53	249,186	278,360	308,741	334,495	376,747	410,749	452,498
前再	54	249,488	279,064	309,848	335,501	377,551	411,051	
任用	55	249,789	279,768	310,954	336,507	378,457	411,353	
短時	56	250,091	280,472	312,061	337,412	379,262	411,655	
間勤	57	250,393	281,177	313,067	337,915	379,765	411,856	
務職	58	250,695	281,881	314,073	338,820	380,569	412,158	
員以	59	250,997	282,585	315,079	339,525	381,374	412,460	
外の	60	251,298	283,189	316,085	340,430	382,179	412,761	
職員	61	251,600	283,792	317,091	341,134	382,581	412,963	
	62	251,902	284,496	318,097	341,436	383,286	413,264	
	63	252,204	285,201	319,103	341,939	383,990	413,566	
	64	252,506	285,804	320,008	342,543	384,593	413,868	
	65	252,807	286,408	320,914	343,146	384,996	414,069	
	66	253,109	287,112	321,718	343,850	385,499		
	67	253,411	287,816	322,423	344,555	386,102		
	68	253,713	288,420	323,127	345,158	386,706		
	69	254,015	289,023	323,730	345,862	387,108		

70	254,316	289,728	324,435	346,365	387,611
71	254,618	290,432	325,038	346,969	388,114
72	254,819	291,035	325,642	347,573	388,617
73	255,021	291,639	326,245	347,874	389,221
74	255,322	292,142	326,447	348,478	389,724
75	255,624	292,544	326,950	348,981	390,328
76	255,825	292,947	327,453	349,484	390,931
77	256,027	293,349	328,056	349,987	391,434
78	256,328	293,651	328,559	350,490	391,937
79	256,630	293,953	329,062	350,993	392,440
80	256,831	294,255	329,465	351,395	392,943
81	257,033	294,556	330,068	351,697	393,245
82	257,334	294,858	330,571	351,999	393,748
83	257,636	295,160	330,974	352,200	394,150
84	257,837	295,462	331,477	352,502	394,553
85	258,039	295,663	331,980	353,005	394,955
86		295,864	332,382	353,307	395,458
87		296,065	332,583	353,609	395,861
88		296,267	332,885	353,910	396,263
89		296,669	333,287	354,313	396,665
90		296,870	333,690	354,615	397,168
91		297,071	333,992	354,916	397,571
92		297,273	334,293	355,218	397,973
93		297,675	334,595	355,621	398,376
94		297,876	334,796	355,922	
95		298,077	335,199	356,224	
96		298,379	335,501	356,526	
97		298,681	335,702	356,828	
98		298,882	336,004	357,230	
99		299,083	336,305	357,633	
100		299,385	336,607	358,035	
101		299,687	336,808	358,538	
102		299,888	337,110	358,940	
103		300,089	337,412	359,343	
104		300,391	337,613	359,745	
105		300,693	337,814	360,248	

	106			338,016				
	107			338,418				
	108			338,619				
	109			338,820				
	110			339,223				
	111			339,625				
	112			340,028				
	113			340,229				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		194,158	220,917	249,588	263,270	289,023	330,370	373,226

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	208,946	242,043	279,265	294,758	312,161	344,253	383,286
	2	210,857	244,256	280,372	295,361	313,369	345,963	385,901
	3	212,668	246,470	281,478	295,965	314,576	347,673	388,617
	4	214,378	248,683	282,484	296,468	315,682	349,383	391,233
	5	216,088	250,896	283,490	296,971	316,789	351,094	393,446
	6	218,000	251,902	283,993	297,574	317,896	352,804	395,659
	7	219,811	252,807	284,496	298,178	319,002	354,514	397,973
	8	221,521	253,713	284,999	298,681	320,109	356,124	400,287
	9	223,231	254,618	285,502	299,184	321,215	357,633	402,198
	10	225,243	255,825	286,005	299,788	322,221	359,343	404,311
	11	227,154	256,932	286,508	300,391	323,227	361,053	406,524
	12	229,066	257,837	287,011	300,894	324,233	362,763	408,737
	13	230,977	258,642	287,514	301,397	325,239	364,172	410,649
	14	232,989	259,346	288,017	302,001	326,447	365,882	412,661
	15	235,001	260,051	288,520	302,604	327,654	367,592	414,773
	16	237,013	260,956	289,023	303,107	328,861	369,302	416,785
	17	239,025	262,063	289,526	303,610	329,968	371,113	418,797
	18	241,037	263,169	290,029	304,315	331,175	373,125	421,011
	19	243,150	264,276	290,532	305,019	332,281	375,137	423,224
	20	245,162	265,382	291,035	305,723	333,388	377,149	425,336
	21	247,073	266,489	291,538	306,427	334,495	378,859	427,248
	22	248,280	267,596	292,041	307,333	335,702	380,972	429,159
	23	249,488	268,702	292,544	308,238	336,808	383,084	430,970
	24	250,594	269,809	293,047	309,143	337,915	385,096	432,881
	25	251,701	270,815	293,550	309,948	339,022	387,008	434,592
	26	252,606	271,921	294,053	310,854	340,229	388,617	436,201
	27	253,512	273,028	294,556	311,759	341,335	390,428	437,911
	28	254,417	274,034	295,059	312,664	342,442	392,239	439,521
	29	255,222	275,040	295,562	313,469	343,549	393,949	440,829
	30	256,027	275,744	296,166	314,375	344,756	395,659	442,137
	31	256,731	276,448	296,971	315,280	345,862	397,571	443,746
	32	257,435	277,153	297,776	316,185	346,969	399,281	445,255
	33	258,240	277,857	298,480	316,990	348,076	400,991	446,965

34	259,045	278,460	299,285	318,097	349,383	402,701	448,575
35	259,849	278,963	300,089	319,203	350,691	404,512	449,983
36	260,554	279,466	300,894	320,310	351,999	406,222	451,392
37	261,258	279,969	301,598	321,417	353,206	407,832	452,498
38	262,163	280,573	302,403	322,523	354,715	409,542	453,806
39	263,069	281,076	303,208	323,630	356,224	411,353	455,114
40	263,873	281,579	303,912	324,736	357,733	413,164	456,522
41	264,678	281,981	304,717	325,843	358,940	414,673	457,528
42	265,584	282,484	305,522	327,050	360,449	416,182	458,233
43	266,388	282,987	306,327	328,157	361,858	417,691	459,037
44	267,193	283,490	307,131	329,263	363,266	418,999	459,641
45	267,998	283,993	307,836	330,068	364,675	420,105	460,546
46	268,702	284,496	308,842	331,175	365,681	421,212	461,251
47	269,406	284,999	309,848	332,281	367,089	422,318	462,055
48	270,010	285,502	310,753	333,287	368,397	423,526	462,860
49	270,614	286,005	311,658	334,293	369,705	424,833	463,564
50	271,117	286,508	312,664	335,299	371,113	425,940	464,269
51	271,620	287,011	313,670	336,305	372,421	427,147	464,973
52	272,022	287,514	314,576	337,311	373,729	428,254	465,778
53	272,424	288,017	315,481	338,519	375,238	429,461	466,582
54	272,927	288,520	316,487	339,826	376,445	430,467	467,387
55	273,430	289,023	317,493	341,034	377,551	431,574	468,091
56	273,833	289,526	318,499	342,241	378,759	432,680	468,796
57	274,235	290,029	319,304	343,146	379,865	433,686	469,600
58	274,638	290,834	320,310	344,353	380,771	434,189	
59	275,040	291,639	321,316	345,460	381,777	434,793	
60	275,442	292,343	322,221	346,768	382,682	435,195	
61	275,845	293,047	323,127	347,774	383,286	435,799	
62	276,247	293,953	324,133	348,679	384,090	436,302	
63	276,650	294,858	325,139	349,786	384,895	436,704	
64	277,052	295,663	326,044	350,993	385,700	437,207	
65	277,454	296,468	326,950	352,100	386,404	437,710	
66	277,857	297,373	328,157	353,307	387,108	438,113	
67	278,259	298,178	329,364	354,514	387,813	438,414	
68	278,662	298,983	330,571	355,520	388,416	438,716	
69	279,064	299,788	331,275	356,526	389,020	439,119	

	70	279,567	300,693	332,382	357,532	389,623
	71	280,070	301,598	333,489	358,639	390,328
	72	280,472	302,504	334,394	359,745	390,931
	73	280,875	303,409	335,501	360,550	391,635
	74	281,478	304,315	336,205	361,657	392,138
	75	282,082	305,220	337,311	362,763	392,742
	76	282,585	306,125	338,418	363,769	393,245
	77	283,088	306,930	339,525	364,473	393,647
	78	283,692	307,936	340,732	365,278	394,251
	79	284,295	308,942	341,838	366,083	394,754
	80	284,798	309,848	342,945	366,787	395,056
定年	81	285,301	310,351	344,052	367,391	395,358
前再	82	285,804	311,256	345,158	367,894	395,861
任用	83	286,307	312,161	346,164	368,397	396,263
短時	84	286,810	312,966	347,271	368,900	396,565
間勤						
務職	85	287,313	313,771	348,176	369,503	396,867
員以	86	287,816	314,777	349,182	370,006	397,370
外の	87	288,319	315,783	350,088	370,509	397,873
職員	88	288,822	316,789	351,094	371,012	398,275
	89	289,325	317,694	351,999	371,415	398,577
	90	289,828	318,801	352,804	371,817	398,979
	91	290,331	319,807	353,609	372,421	399,482
	92	290,834	320,813	354,413	372,924	399,885
	93	291,337	321,618	355,017	373,226	400,287
	94	291,941	322,322	355,621	373,729	400,689
	95	292,544	323,026	356,224	374,131	401,192
	96	293,148	323,630	356,828	374,433	401,595
	97	293,752	324,133	357,230	375,036	401,997
	98	294,255	324,435	357,633	375,539	402,400
	99	294,758	325,038	358,136	376,042	402,903
	100	295,261	325,642	358,538	376,545	403,305
	101	295,764	326,044	359,041	377,149	403,707
	102	296,267	326,648	359,443	377,652	
	103	296,770	327,251	359,946	378,155	
	104	297,172	327,754	360,349	378,557	
	105	297,574	328,157	360,651	379,161	



106	298,077	328,660	361,154	379,664
107	298,580	329,163	361,556	380,167
108	298,882	329,666	361,858	380,670
109	299,083	330,068	362,260	381,274
110	299,385	330,471	362,763	381,676
111	299,586	330,772	363,266	382,179
112	299,888	331,074	363,769	382,682
113	300,190	331,376	364,272	383,286
114	300,391	331,778	364,775	
115	300,693	332,080	365,278	
116	300,894	332,382	365,681	
117	301,196	332,583	366,083	
118	301,498	332,885	366,485	
119	301,800	333,187	366,988	
120	302,101	333,388	367,491	
121	302,403	333,589	367,894	
122	302,806	333,891	368,397	
123	303,107	334,193	368,900	
124	303,409	334,495	369,403	
125	303,610	334,696	369,705	
126	303,812	334,998		
127	304,113	335,400		
128	304,516	335,601		
129	304,717	335,802		
130	305,019	336,004		
131	305,421	336,406		
132	305,824	336,607		
133	306,025	336,909		
134	306,327	337,311		
135	306,628	337,714		
136	306,930	338,116		
137	307,131	338,418		
138	307,433	338,820		
139	307,735	339,223		
140	308,037	339,625		
141	308,238	339,927		

142	308,640	340,329					
143	309,043	340,631					
144	309,345	341,034					
145	309,546	341,335					
146	309,747	341,738					
147	310,049	342,140					
148	310,451	342,543					
149	310,652	342,844					
150	310,854	343,247					
151	311,155	343,649					
152	311,457	344,052					
153	311,860	344,353					
154	312,061						
155	312,262						
156	312,564						
157	312,866						
158	313,167						
159	313,469						
160	313,771						
161	314,173						
162	314,475						
163	314,777						
164	315,079						
165	315,481						
166	315,783						
167	316,085						
168	316,387						
169	316,789						
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	241,138	261,761	269,105	279,567	296,065	333,891	378,859

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第2条** 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 期末手当 )</p> <p><b>第19条 省略</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>( 勤勉手当 )</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>	<p>( 期末手当 )</p> <p><b>第19条 省略</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>( 勤勉手当 )</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>

( 教育職員の給与に関する条例の一部改正 )

**第3条** 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 期末手当 )</p> <p><b>第19条 省略</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務教育職員に対する前項の規定の適用に</p>	<p>( 期末手当 )</p> <p><b>第19条 省略</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務教育職員に対する前項の規定の適用に</p>

については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の71.25」とする。

4～6 省略

( 勤勉手当 )

**第19条の4 省略**

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員 当該定年前再任用短時間勤務教育職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 省略

については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」とする。

4～6 省略

( 勤勉手当 )

**第19条の4 省略**

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員 当該定年前再任用短時間勤務教育職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

中学校・小学校教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,099	222,024	299,989	325,843	416,081
	2	203,413	224,438	301,800	327,956	417,590
	3	205,727	226,853	303,610	330,068	419,099
	4	207,940	229,267	305,421	332,181	420,508
	5	210,153	231,681	307,232	334,193	421,815
	6	212,467	234,096	309,043	336,305	423,224
	7	214,680	236,510	310,854	338,418	424,632
	8	216,893	238,925	312,564	340,531	426,041
	9	219,106	241,339	314,274	342,543	427,449
	10	221,320	242,949	316,085	344,655	428,857
	11	223,533	244,558	317,896	346,768	430,266
	12	225,746	246,168	319,706	348,780	431,574
	13	227,959	247,777	321,618	350,792	432,881
	14	230,072	249,286	323,429	352,301	434,290
	15	232,184	250,695	325,239	353,810	435,698
	16	234,297	252,103	326,950	355,319	437,107
	17	236,410	253,512	328,559	356,727	438,314
	18	238,220	254,719	330,471	358,136	439,622
	19	239,931	255,926	332,382	359,544	440,829
	20	241,641	257,133	334,293	360,952	442,137
	21	243,351	258,542	336,104	362,361	443,243
	22	244,659	259,749	338,116	363,669	444,350
	23	245,967	261,057	339,927	364,976	445,557
	24	247,274	262,364	341,738	366,284	446,764
	25	248,482	263,672	343,448	367,491	448,072
	26	249,588	265,584	345,158	368,799	449,279
	27	250,695	267,394	346,768	370,006	450,285
	28	251,801	269,205	348,377	371,214	451,392
	29	253,009	270,915	349,987	372,421	452,599
	30	254,316	273,129	351,295	373,628	453,404
	31	255,524	275,342	352,502	374,835	454,209
	32	256,731	277,555	353,709	375,942	455,114

33	257,837	279,768	355,017	377,048	456,019
34	259,045	281,981	356,425	378,256	456,522
35	260,252	284,195	357,834	379,463	457,025
36	261,459	286,307	359,142	380,569	457,528
37	262,666	288,319	360,449	381,676	458,031
38	263,873	290,231	361,858	382,883	
39	265,081	292,142	363,266	384,090	
40	266,288	293,953	364,574	385,197	
41	267,495	295,764	365,882	386,304	
42	268,602	297,675	367,290	387,511	
43	269,708	299,486	368,598	388,718	
44	270,815	301,196	369,906	389,825	
45	271,821	302,906	371,214	390,931	
46	272,626	304,717	372,421	392,138	
47	273,430	306,427	373,628	393,346	
48	274,235	308,037	374,835	394,553	
49	274,939	309,646	376,042	395,760	
50	275,744	311,357	377,250	397,068	
51	276,448	313,167	378,457	398,275	
52	277,153	314,878	379,664	399,482	
53	277,957	316,185	380,771	400,689	
54	278,762	318,097	381,978	401,997	
55	279,567	319,908	383,185	403,003	
56	280,271	321,618	384,392	404,110	
57	280,975	323,328	385,499	405,317	
58	281,780	325,239	386,807	406,524	
59	282,585	326,950	388,114	407,731	
60	283,289	328,660	389,322	408,939	
61	283,893	330,370	390,227	410,045	
62	284,597	332,181	391,434	411,051	
63	285,301	333,992	392,440	412,359	
64	285,905	335,702	393,547	413,566	
65	286,609	337,412	394,352	414,773	
66	287,313	338,720	395,458	415,880	
67	288,017	340,028	396,464	416,987	
68	288,722	341,335	397,470	418,093	

	69	289,426	342,844	398,577	419,099
	70	290,231	344,353	399,583	420,306
	71	290,935	345,862	400,689	421,514
	72	291,639	347,371	401,796	422,721
	73	292,142	348,780	402,802	423,324
	74	292,846	350,289	403,909	424,129
定年	75	293,550	351,798	405,015	424,833
前再	76	294,154	353,307	406,021	425,336
任用	77	294,758	354,715	406,927	425,638
短時	78	295,462	356,224	407,832	425,940
間勤	79	296,065	357,733	408,838	426,342
務教	80	296,669	359,242	409,844	426,745
育職	81	297,273	360,651	410,649	427,047
員以	82	297,876	361,958	411,454	427,449
外の	83	298,480	363,266	412,158	427,751
教育	84	299,083	364,473	412,963	428,053
職員	85	299,586	365,681	413,667	428,354
	86	300,089	366,888	414,270	428,757
	87	300,592	368,095	414,975	429,059
	88	301,095	369,202	415,679	429,360
	89	301,498	370,308	416,282	429,662
	90	302,101	371,415	416,987	429,964
	91	302,604	372,521	417,490	430,266
	92	303,107	373,628	418,093	430,467
	93	303,409	374,735	418,496	430,668
	94	303,912	375,942	418,898	430,970
	95	304,415	377,048	419,200	431,272
	96	304,818	378,155	419,502	431,473
	97	305,220	379,161	419,703	431,674
	98	305,723	380,167	420,005	431,976
	99	306,226	381,072	420,306	432,278
	100	306,628	381,978	420,508	432,479
	101	307,031	382,783	420,709	432,680
	102	307,433	383,789	421,011	
	103	307,836	384,694	421,312	
	104	308,137	385,599	421,514	

105	308,339	386,404	421,715
106	308,640	387,310	422,017
107	308,942	388,215	422,318
108	309,143	389,120	422,520
109	309,345	389,925	422,721
110	309,546	390,931	423,023
111	309,848	391,837	423,324
112	310,149	392,742	423,526
113	310,351	393,346	423,727
114	310,552	394,251	424,029
115	310,753	395,156	424,330
116	311,055	396,062	424,532
117	311,357	396,867	424,733
118	311,558	397,571	
119	311,860	398,376	
120	312,161	399,180	
121	312,363	399,784	
122	312,564	400,488	
123	312,765	401,192	
124	313,067	401,796	
125	313,369	402,400	
126		403,104	
127		403,607	
128		404,210	
129		404,814	
130		405,418	
131		405,921	
132		406,424	
133		406,725	
134		407,027	
135		407,329	
136		407,631	
137		407,933	
138		408,234	
139		408,536	
140		408,838	



	141		409,140			
	142		409,442			
	143		409,743			
	144		410,045			
	145		410,246			
	146		410,548			
	147		410,850			
	148		411,051			
	149		411,252			
	150		411,554			
	151		411,856			
	152		412,057			
	153		412,258			
	154		412,560			
	155		412,862			
	156		413,063			
	157		413,264			
定年前再 任用 短時 間勤 務教 育職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		231,078	277,656	305,220	331,980	414,371

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,545円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第2(第4条関係)

## 高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,099	247,777	299,989	356,727	426,443
	2	203,413	249,286	301,800	358,136	428,254
	3	205,727	250,695	303,610	359,544	430,065
	4	207,940	252,103	305,421	360,952	431,674
	5	210,153	253,512	307,232	362,361	433,183
	6	212,467	254,921	309,043	363,769	434,692
	7	214,680	255,926	310,854	364,976	436,503
	8	216,893	257,133	312,564	366,284	438,314
	9	219,106	258,542	314,274	367,491	440,024
	10	221,320	259,749	316,085	369,000	441,835
	11	223,533	261,057	317,896	370,509	443,746
	12	225,746	262,364	319,706	371,918	445,557
	13	227,959	263,672	321,518	373,226	447,267
	14	230,072	265,584	323,429	374,735	449,179
	15	232,184	267,394	325,239	376,244	450,989
	16	234,297	269,205	326,950	377,652	452,901
	17	236,410	270,915	328,559	379,060	454,611
	18	238,220	273,129	330,471	380,569	456,422
	19	239,931	275,342	332,382	381,978	458,233
	20	241,641	277,555	334,293	383,386	460,043
	21	243,351	279,768	336,104	384,795	461,653
	22	244,659	281,981	338,116	386,304	463,363
	23	245,967	284,195	339,927	387,813	465,275
	24	247,274	286,307	341,738	389,221	466,985
	25	248,482	288,319	343,448	390,529	468,695
	26	249,689	290,231	345,158	392,038	470,305
	27	250,896	292,142	346,768	393,547	471,814
	28	252,103	293,953	348,377	395,056	473,323
	29	253,210	295,764	349,987	396,464	474,832
	30	254,417	297,675	351,295	397,973	476,139
	31	255,624	299,486	352,502	399,482	477,447
	32	256,831	301,196	353,709	400,991	478,755

33	257,938	302,906	355,017	402,400	479,962
34	259,246	304,717	356,627	404,009	480,666
35	260,554	306,427	358,236	405,619	481,371
36	261,861	308,037	359,745	407,128	482,075
37	263,270	309,646	361,254	408,335	482,678
38	264,678	311,357	362,864	409,743	
39	265,986	313,167	364,473	411,152	
40	267,294	314,878	365,982	412,460	
41	268,602	316,185	367,491	414,069	
42	269,608	318,097	369,101	415,478	
43	270,614	319,908	370,711	416,785	
44	271,519	321,618	372,220	418,194	
45	272,223	323,328	373,729	419,602	
46	273,028	325,239	375,338	420,910	
47	273,833	326,950	376,948	422,419	
48	274,638	328,660	378,457	423,928	
49	275,442	330,370	379,966	425,538	
50	276,247	332,181	381,475	426,946	
51	276,951	333,992	382,984	428,556	
52	277,756	335,702	384,392	430,065	
53	278,561	337,412	385,801	431,775	
54	279,366	338,720	387,310	433,284	
55	280,171	340,028	388,718	434,893	
56	280,975	341,335	390,126	436,503	
57	281,680	342,844	391,635	438,012	
58	282,283	344,454	393,245	439,521	
59	283,088	345,963	394,855	440,728	
60	283,993	347,573	396,263	441,935	
61	284,798	349,082	397,470	443,143	
62	285,402	350,691	398,879	444,450	
63	286,207	352,301	400,287	445,658	
64	286,911	353,810	401,595	446,865	
65	287,917	355,319	402,802	447,971	
66	288,722	356,928	404,009	449,179	
67	289,526	358,538	405,317	450,386	
68	290,231	360,047	406,625	451,593	

	69	290,935	361,556	407,933	452,800
	70	291,740	363,166	409,240	454,007
	71	292,544	364,775	410,649	455,215
	72	293,249	366,284	411,856	456,422
定年					
前再	73	293,953	367,793	413,063	457,528
任用	74	294,657	369,403	414,472	458,132
短時	75	295,361	371,012	415,880	458,635
間勤	76	295,965	372,521	417,188	459,138
務教					
育職	77	296,568	374,030	418,395	459,641
員以	78	297,273	375,439	419,602	
外の	79	297,977	376,847	420,910	
教育	80	298,580	378,155	422,318	
職員					
	81	299,184	379,463	423,626	
	82	299,888	380,871	424,833	
	83	300,592	382,280	425,839	
	84	301,297	383,587	427,047	
	85	302,001	384,694	428,254	
	86	302,806	386,102	429,360	
	87	303,510	387,410	430,568	
	88	304,214	388,718	431,574	
	89	304,918	389,925	432,680	
	90	305,824	391,233	433,686	
	91	306,628	392,340	434,692	
	92	307,433	393,547	435,698	
	93	307,936	394,754	436,604	
	94	308,741	395,861	437,408	
	95	309,546	397,068	438,213	
	96	310,351	398,275	439,018	
	97	311,055	399,683	439,722	
	98	311,860	400,689	440,125	
	99	312,664	401,695	440,527	
	100	313,369	402,701	440,929	
	101	314,173	403,607	441,332	
	102	315,079	404,613	441,634	
	103	315,984	405,719	441,935	
	104	316,789	406,826	442,137	

105	317,393	407,530	442,438
106	318,197	408,436	442,740
107	319,002	409,341	443,042
108	319,807	410,246	443,243
109	320,511	411,051	443,444
110	320,914	411,856	443,746
111	321,316	412,661	444,048
112	321,819	413,466	444,249
113	322,322	414,069	444,450
114	322,724	414,773	444,752
115	323,227	415,478	445,054
116	323,630	416,182	445,255
117	324,133	416,785	445,456
118	324,636	417,288	
119	325,038	417,691	
120	325,541	417,993	
121	326,044	418,294	
122	326,447	418,596	
123	326,950	418,898	
124	327,453	419,099	
125	328,056	419,300	
126	328,358	419,602	
127	328,660	419,904	
128	328,962	420,105	
129	329,163	420,306	
130	329,465	420,608	
131	329,766	420,910	
132	329,968	421,111	
133	330,169	421,312	
134	330,370	421,614	
135	330,571	421,916	
136	330,873	422,117	
137	331,175	422,318	
138	331,376	422,620	
139	331,678	422,922	
140	331,980	423,123	

	141	332,181	423,324			
	142	332,382	423,626			
	143	332,684	423,928			
	144	332,885	424,129			
	145	333,187	424,330			
	146	333,388				
	147	333,690				
	148	333,992				
	149	334,193				
	150	334,394				
	151	334,696				
	152	334,998				
	153	335,199				
定年前再任用短時間勤務教育職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		239,931	280,774	310,049	338,619	424,431

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,746円をそれぞれ加算した額とする。

**第4条** 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 期末手当 )</p> <p><b>第19条</b> 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u> 」とあるのは、「<u>100分の70</u> 」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>( 勤勉手当 )</p> <p><b>第19条の4</b> 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員 当該定年前再任用短時間勤務教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>	<p>( 期末手当 )</p> <p><b>第19条</b> 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「<u>100分の71.25</u> 」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>( 勤勉手当 )</p> <p><b>第19条の4</b> 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員 当該定年前再任用短時間勤務教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>

( 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正 )

**第5条** 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 知事等の給与 )</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「<u>100分の175</u> 」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>( 非常勤の職員の給与 )</p> <p><b>第10条</b> 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき<u>34,700円</u> を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>( 知事等の給与 )</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u> 」とあるのは、「<u>100分の170</u> 」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>( 非常勤の職員の給与 )</p> <p><b>第10条</b> 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき<u>34,300円</u> を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。</p> <p>2・3 省略</p>

**第6条** 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事等の給与)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>(知事等の給与)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第7条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与と条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p><b>別表第1(第5条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>416,484</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>477,850</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>541,228</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>624,726</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>726,332</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>828,944</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2(第5条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>348,076</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>384,292</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>412,460</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>416,484</u>	2	<u>477,850</u>	3	<u>541,228</u>	4	<u>624,726</u>	5	<u>726,332</u>	6	<u>828,944</u>	号給	給料月額		円	1	<u>348,076</u>	2	<u>384,292</u>	3	<u>412,460</u>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与と条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p><b>別表第1(第5条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>404,291</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>463,627</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>524,975</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>606,437</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>704,995</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>804,560</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2(第5条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>337,915</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>373,114</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>400,268</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>404,291</u>	2	<u>463,627</u>	3	<u>524,975</u>	4	<u>606,437</u>	5	<u>704,995</u>	6	<u>804,560</u>	号給	給料月額		円	1	<u>337,915</u>	2	<u>373,114</u>	3	<u>400,268</u>
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>416,484</u>																																																				
2	<u>477,850</u>																																																				
3	<u>541,228</u>																																																				
4	<u>624,726</u>																																																				
5	<u>726,332</u>																																																				
6	<u>828,944</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>348,076</u>																																																				
2	<u>384,292</u>																																																				
3	<u>412,460</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>404,291</u>																																																				
2	<u>463,627</u>																																																				
3	<u>524,975</u>																																																				
4	<u>606,437</u>																																																				
5	<u>704,995</u>																																																				
6	<u>804,560</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>337,915</u>																																																				
2	<u>373,114</u>																																																				
3	<u>400,268</u>																																																				

**第8条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与と条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与と条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」</p>



とあるのは、「100分の172.5」とする。

とあるのは、「100分の175」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第9条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
( 職員の給与に関する条例等の適用除外等 )	( 職員の給与に関する条例等の適用除外等 )																																				
<p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給職員」という。)及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>4 省略</p> <p><b>別表第1(第7条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>394,352</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>442,640</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>494,952</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>558,330</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>637,804</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>744,440</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>869,184</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>394,352</u>	2	<u>442,640</u>	3	<u>494,952</u>	4	<u>558,330</u>	5	<u>637,804</u>	6	<u>744,440</u>	7	<u>869,184</u>	<p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給職員」という。)及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>4 省略</p> <p><b>別表第1(第7条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>382,166</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>429,433</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>479,718</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>542,072</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>618,505</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>722,092</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>843,782</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>382,166</u>	2	<u>429,433</u>	3	<u>479,718</u>	4	<u>542,072</u>	5	<u>618,505</u>	6	<u>722,092</u>	7	<u>843,782</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>394,352</u>																																				
2	<u>442,640</u>																																				
3	<u>494,952</u>																																				
4	<u>558,330</u>																																				
5	<u>637,804</u>																																				
6	<u>744,440</u>																																				
7	<u>869,184</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>382,166</u>																																				
2	<u>429,433</u>																																				
3	<u>479,718</u>																																				
4	<u>542,072</u>																																				
5	<u>618,505</u>																																				
6	<u>722,092</u>																																				
7	<u>843,782</u>																																				

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

**第10条** 会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
( 第1号会計年度任用職員の期末手当 )	( 第1号会計年度任用職員の期末手当 )
<p><b>第12条 省略</b></p>	<p><b>第12条 省略</b></p>

2 省略

3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

4～6 省略

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第12条の2 省略

2 省略

3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する同項に規定する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前条第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「期末手当基礎額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第18条 省略

2 省略

3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

4～6 省略

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 省略

2 省略

3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する同項に規定する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前条第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「期末手当基礎額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 省略

2 省略

3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

4～6 省略

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第12条の2 省略

2 省略

3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する同項に規定する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前条第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第18条 省略

2 省略

3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

4～6 省略

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 省略

2 省略

3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する同項に規定する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前条第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 省略

第11条 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定め</p>	<p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定め</p>

る割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

4～6 省略

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

#### 第12条の2 省略

2 省略

3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する同項に規定する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4・5 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

#### 第18条 省略

2 省略

3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

4～6 省略

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

#### 第18条の2 省略

2 省略

3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する同項に規定する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4・5 省略

る割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

4～6 省略

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

#### 第12条の2 省略

2 省略

3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する同項に規定する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4・5 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

#### 第18条 省略

2 省略

3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

4～6 省略

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

#### 第18条の2 省略

2 省略

3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する同項に規定する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4・5 省略

### 附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第11条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の職員給与条例」という。)第18条の4及び別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の教育職員給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定、第5条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)第10条の規定、第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。)別表第1及び別表第2の規定並びに第9条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)別表第1の規定は令和6年4月1日から、改正後の職員給与条例第19条及び第19条の4の規定、改正後の教育職員給与条例第19条及び第19条の4の規定、改正後の特別職給与条例第3条の規定、改正後の任期付研究員条例第6条の規定、改正後の任期付職員条例第8条の規定並びに第10条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する条例(以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。)第12条、第12条の2、第18条及び第18条の2の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の職員給与条例、改正後の教育職員給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第9条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第10条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ、改正後の職員給与条例の規定による給与、改正後の教育職員給与条例の規定による給与、改正後の特別職

給与条例の規定による給与、改正後の任期付研究員条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

○愛媛県条例第45号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年12月24日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条 第4条、第7条関係)			別表(第2条 第4条、第7条関係)		
1 省略			1 省略		
2 保健福祉関係事務手数料			2 保健福祉関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1~3 省略			1~3 省略		
4 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	22,600円	4 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査	大麻草採取栽培者免許申請手数料	7,000円
5 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の登録事項の変更	第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料	省略	5 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の登録事項の変更	大麻草採取栽培者登録変更手数料	省略
6 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許証の再交付	第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	省略	6 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許証の再交付	大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	省略
7~113 省略			7~113 省略		
備考 省略			備考 省略		
3~5 省略			3~5 省略		
6 その他の手数料			6 その他の手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1~16 省略			1~16 省略		
17 旅券法(昭和26年法律第267号)第5条の規定に基づく一般旅券の発給手数料	一般旅券発給手数料	(1) 旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合 4,300円(電子情報処理組織(情報通信技術を活用した	17 旅券法(昭和26年法律第267号)第5条の規定に基づく一般旅券の発給手数料	一般旅券発給手数料	2,000円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、4,000円)

給	<p>行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）  <u>を使用する方法により発給の申請をする場合</u>にあつては、<u>3,900円</u>）</p> <p>(2) <u>その他の場合</u> 2,300円  <u>（電子情報処理組織を使用する方法により発給の申請をする場合</u>にあつては、<u>1,900円</u>）</p>	給	
18～66 省略		18～66 省略	
備考 省略		備考 省略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表6の表17の項の改正規定 令和7年3月24日

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第7条の規定に基づき行うことができる同法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査については、改正後の愛媛県手数料条例別表2の表4の項に定める金額を徴収する。
- 3 改正後の愛媛県手数料条例別表6の表17の項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にされた旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定による発給の申請に係る手数料について適用し、同日前にされた同項の規定による発給の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第46号

愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年12月24日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例

愛媛県森林環境税条例（平成16年愛媛県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p><b>第3条</b> 平成17年度から平成25年度まで及び令和6年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に700円を加算した額とする。</p>	<p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p><b>第3条</b> 平成17年度から平成25年度まで及び令和6年度_____の各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に700円を加算した額とする。</p>
<p>2 省略</p> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p><b>第4条</b> 平成17年4月1日から令和12年3月31日までの間に開始する各事業年度又は当該期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の7を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>2 省略</p> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p><b>第4条</b> 平成17年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度又は当該期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の7を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第47号

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年12月24日

愛媛県知事 中村時広

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成29年愛媛県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第75条の2第1項及び第75条の7第1項、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第2条第5項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第2項及び第3項、第9条第3項から第7項まで及び第9項、第10条第3項から第5項まで及び第7項並びに第11条第3項から第5項まで及び第7項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第75条の2第1項及び第75条の7第1項、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第3条第5項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第2項及び第3項、第9条第3項から第7項まで及び第9項、第10条第3項から第5項まで及び第7項並びに第11条第3項から第5項まで及び第7項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第48号

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年12月24日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例

愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
<b>別表第5（第10条関係）</b>					<b>別表第5（第10条関係）</b>				
1 省略					1 省略				
2 その他の港湾施設使用料					2 その他の港湾施設使用料				
港湾施設	区分	単位	金額		港湾施設	区分	単位	金額	
			重要港湾	地方港湾				重要港湾	地方港湾
省略					省略				
電源設備	冷凍コンテナ用電源設備	省略			電源設備	冷凍コンテナ用電源設備	省略		
	プレジャーボート用給電設備	12時間までごとにつき	510円	510円					
船舶給水施設		1回1立方メートルまでごとにつき	616.6円	616.6円	船舶給水施設		1回1立方メートルまでごとにつき	616.6円	
省略					省略				
注 1 この表において「プレジャーボート」とは、レクリエ					注				

ーション又はスポーツの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶をいう。

2 この表において「プレジャーボート係留施設使用料」とは、プレジャーボートを係留させる目的で設置された施設の使用料をいう。

- 3 省略
4 省略
5 省略
6 省略
7 省略
8 省略
9 省略

1 この表において「プレジャーボート係留施設使用料」とは、レクリエーション又はスポーツの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留させる目的で設置された施設の使用料をいう。

- 2 省略
3 省略
4 省略
5 省略
6 省略
7 省略
8 省略

附 則

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

○愛媛県条例第49号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年12月24日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 3 and Article 7 of the Prefecture Police Administrative Fee Regulation, specifically regarding fee payment periods and designated training institutions. It includes a table for '別表' (Annex) with columns for '事務' (Business), '名称' (Name), and '金額' (Amount).

<p>29 道路交通法 第89条第1項 の規定に基づ く運転免許試 験の実施</p>	<p>運転免許 試験手続 料</p>	<p>(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,650円</u></p> <p>イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,950円</u>（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため同法第101条第1項に規定する免許証等（以下「免許証等」という。）の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、<u>750円</u>）</p> <p>ウ 同法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>3,900円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>6,900円</u>）</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u></p> <p>イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,950円</u>（同令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、<u>750円</u>）</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>2,500円</u>（技能試験 _____ を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>3,300円</u>）</p>	<p>29 道路交通法 第89条第1項 の規定に基づ く運転免許試 験の実施</p>	<p>運転免許 試験手続 料</p>	<p>(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,550円</u></p> <p>イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u>（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証 _____ の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、<u>800円</u>）</p> <p>ウ 同項 _____ の規定の適用を受けない場合 <u>4,100円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験 _____ を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>6,600円</u>）</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,750円</u></p> <p>イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u>（同令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証 _____ の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、<u>800円</u>）</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>2,550円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>3,350円</u>）</p>
------------------------------------------------------------	----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------	----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 同項第2号 \_\_\_\_\_ に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,850円

イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,950円（同令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、750円）

ウ 同項の規定の適用を受けない場合 2,800円（技能試験 \_\_\_\_\_ を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,550円）

(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 同項 \_\_\_\_\_ の規定の適用を受ける場合 1,950円（同号 \_\_\_\_\_ に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、750円）

イ 同項の規定の適用を受けない場合 1,600円

(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 同項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,800円

イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用

(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 同法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,750円

イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円（同令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証 \_\_\_\_\_ の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円）

ウ 同項の規定の適用を受けない場合 2,600円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,050円）

(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 同法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 1,900円（同令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証 \_\_\_\_\_ の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円）

イ 同項の規定の適用を受けない場合 1,500円

(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 同項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,700円

イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用

		<p>を受ける場合 <u>1,950円</u>（同令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、<u>750円</u>）</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,500円</u>（技能試験 _____ を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>7,450円</u>）</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同項第2号 _____ に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,800円</u></p> <p>イ 同項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,650円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>2,950円</u>（技能試験 _____ を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>4,700円</u>）</p>			<p>を受ける場合 <u>1,900円</u>（同令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、<u>800円</u>）</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,800円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>7,650円</u>）</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,700円</u></p> <p>イ 同項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,550円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>2,900円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>4,350円</u>）</p>
29の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査	検査手数料	<p>(1) 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,950円</u>（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>6,950円</u>）</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,850円</u>（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>4,650円</u>）</p>	29の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査	検査手数料	<p>(1) 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,900円</u>（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>6,400円</u>）</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,750円</u>（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>4,550円</u>）</p>
30 道路交通法第91条又は第91条の2第2項の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の全部又は一部の解除の審査	審査手数料	<u>1,350円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>3,100円</u> ）	30 道路交通法第91条又は第91条の2第2項の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の全部又は一部の解除の審査	審査手数料	<u>1,400円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>2,850円</u> ）

<p>31 道路交通法 第92条第1項 又は第95条の 2第11項の規 定に基づく免 許証の交付</p>	<p>免許証交 付手数料</p>	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種 運転免許に係る免許証 次に 掲げる交付の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 ア 道路交通法第92条第1項 の規定による交付 次に掲 げる場合の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 (7) 道路交通法施行令第33 条の6の2第6号に掲げ るやむを得ない理由のた め免許証等の更新を受け ることができなかった者 であって、同法第97条の 2第1項第3号に該当し て同項の規定の適用を受 けたもの(以下「特定試 験免除者」という。)に 対して交付する場合 2, 100円(日と同じくして第 一種運転免許又は第二種 運転免許のうち2以上の 種類の免許を受ける者 (以下「複数免許取得 者」という。)に対して 交付する場合にあって は、1,900円に、与える免 許1種類ごとに200円を加 えた額) (イ) その他の場合 2,350円 (複数免許取得者に対し て交付する場合にあって は、2,150円に、与える免 許1種類ごとに200円を加 えた額) イ 同法第95条の2第11項の 規定による交付 2,550円</p> <p>(2) 仮運転免許に係る免許証 1,100円</p>
<p>32 道路交通法 第94条第2項 の規定に基づ く免許証の再 交付</p>	<p>免許証再 交付手数 料</p>	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種 運転免許に係る免許証 2,600 円 (2) 仮運転免許に係る免許証 1,050円</p>
<p>31 道路交通法 第92条第1項 _____の規 定に基づく免 許証の交付</p>	<p>免許証交 付手数料</p>	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種 運転免許に係る免許証 次に 掲げる場合の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 ア 道路交通法施行令第33条 の6の2第6号に掲げるや むを得ない理由のため免許 証の更新を受けることがで きなかった者であって、道 路交通法第97条の2第1項 第3号に該当して同項の規 定の適用を受ける場合 1, 700円(同法第92条第1項後 段の規定により、一の種類 の免許に係る免許証に他の 種類の免許に係る事項を記 載してその種類の免許に係 る免許証の交付に代える場 合にあっては、1,700円に、 当該他の種類の免許に係る 事項を記載することに200円 を加えた額)</p> <p>イ その他の場合 2,050円 (同項後段の規定により、 一の種類の免許に係る免許 証に他の種類の免許に係る 事項を記載してその種類の 免許に係る免許証の交付に 代える場合にあっては、 2,050円に、当該他の種類の 免許に係る事項を記載する ごとに200円を加えた額)</p> <p>(2) 仮運転免許に係る免許証 1,150円</p>
<p>32 道路交通法 第94条第2項 の規定に基づ く免許証の再 交付</p>	<p>免許証再 交付手数 料</p>	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種 運転免許に係る免許証 2,250 円 (2) 仮運転免許に係る免許証 1,150円</p>

<p>32の2 道路交通法第95条の2第3項の規定に基づく特定免許情報の記録又は同法第95条の3の規定により読み替えられた同法第92条第2項の規定若しくは同法第106条の4第2項の規定に基づく免許情報記録の書換え</p>	<p>特定免許情報記録 手数料</p>	<p>(1) 道路交通法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同条第6項の規定による申出をする場合（特定試験免除者に係る記録に限る。） 1,350円（複数免許取得者に係る記録にあっては、1,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）</p> <p>イ 同項の規定による申出をする場合（特定試験免除者に係る記録を除く。） 1,550円（複数免許取得者に係る記録にあっては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）</p> <p>ウ 同法第101条の4の2第2項の規定による申出（以下「更新時不交付申出」という。）をする場合 800円</p> <p>エ その他の場合 1,500円（同法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。以下この項において同じ。）の交付又は同法第94条第2項の規定による免許証の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100円）</p> <p>(2) 同法第95条の3の規定により読み替えて適用する同法第92条第2項の規定又は同法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え 次に掲げる書換えの区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 免許証及び同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者に係る書換え 100円</p> <p>イ その他の書換え 1,550円（複数免許取得者に係る書換えにあっては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）</p>				
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--

<p>32の3 道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査等に従事しようとする者に対する講習</p>	<p>認知機能検査員等講習手数料</p>	<p>1,400円（自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習にあつては、<u>1,150円</u>）</p>	<p>32の2 道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査等に従事しようとする者に対する講習</p>	<p>認知機能検査員等講習手数料</p>	<p>1,450円（自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習にあつては、<u>1,200円</u>）</p>
<p>32の4 省略</p>			<p>32の3 省略</p>		
<p>32の5 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ若しくは第5号又は第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査</p>	<p>運転技能検査手数料</p>	<p><u>3,650円</u></p>	<p>32の4 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ若しくは第5号又は第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査</p>	<p>運転技能検査手数料</p>	<p><u>3,550円</u></p>
<p>33 省略</p>			<p>33 省略</p>		
<p>34 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「技能検定員審査」という。）</p>	<p>技能検定員審査手数料</p>	<p>(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 <u>23,750円</u>                  (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 <u>19,800円</u>                  (3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 <u>14,450円</u>                  (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。） <u>22,200円</u></p>	<p>34 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「技能検定員審査」という。）</p>	<p>技能検定員審査手数料</p>	<p>(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 <u>23,400円</u>                  (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 <u>19,500円</u>                  (3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 <u>14,700円</u>                  (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。） <u>21,500円</u></p>
<p>35 省略</p>			<p>35 省略</p>		
<p>36 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「教習指導員審査」という。）</p>	<p>教習指導員審査手数料</p>	<p>(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査 <u>15,100円</u>                  (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 <u>12,000円</u>                  (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 <u>9,950円</u>                  (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に</p>	<p>36 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「教習指導員審査」という。）</p>	<p>教習指導員審査手数料</p>	<p>(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査 <u>14,550円</u>                  (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 <u>11,850円</u>                  (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 <u>9,650円</u>                  (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に</p>

		係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。） <u>12,850円</u>			係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。） <u>12,450円</u>
37 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	<p>(1) 準中型自動車免許に係る再試験 <u>2,050円</u>（道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>5,050円</u>）</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る再試験 <u>1,950円</u>（同項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>2,750円</u>）</p> <p>(3) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験 <u>1,800円</u>（同項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>3,550円</u>）</p> <p>(4) 原動機付自転車免許に係る再試験 <u>1,100円</u></p>	37 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	<p>(1) 準中型自動車免許に係る再試験 <u>1,900円</u>（道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,400円</u>）</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る再試験 <u>1,750円</u>（同項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>2,550円</u>）</p> <p>(3) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験 <u>1,650円</u>（同項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>3,100円</u>）</p> <p>(4) 原動機付自転車免許に係る再試験 <u>1,000円</u></p>
38 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証等の更新の申請に対する審査	免許証等更新手数料	<p>(1) <u>免許証の有効期間の更新</u>（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 更新時不交付申出及び道路交通法第101条の2の2第1項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下「經由申請」という。）のいずれをもしない場合 <u>2,850円</u></p> <p>イ 更新時不交付申出をする場合（ウに掲げる場合を除く。） <u>1,300円</u></p> <p>ウ 經由申請をする場合 <u>2,750円</u></p> <p>(2) <u>免許情報記録の有効期間の更新</u>（同時に免許証の有効期</p>	38 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の更新の申請に対する審査	免許証更新手数料	<p><u>2,500円</u>（道路交通法第101条の2の2第1項の規定による免許証の更新の申請に対する審査にあっては、<u>2,550円</u>）</p>

		<p>間の更新を受ける場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 経由申請をしない場合 2,100円</p> <p>イ 経由申請をする場合であって、同条第3項の規定による申出(以下「経由地書換申出」という。)をしないとき 1,950円</p> <p>ウ 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき 1,000円</p> <p>(3) 免許証及び免許情報記録の有効期間の更新 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 経由申請をしない場合 2,950円</p> <p>イ 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき 2,850円</p> <p>ウ 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき 2,500円</p>			
38の2 道路交 通法第101条 の2の2第1 項の規定に基 づく免許証等 の更新申請書 の経由	経由手数料	750円(経由地書換申出をする場 合にあつては、1,700円)	38の2 道路交 通法第101条 の2の2第1 項の規定に基 づく免許証 の更新申請書 の経由	経由手数料	550円
38の3 道路交 通法第105条 の2第2項          の規定 に基づく運転 経歴証明書の 交付	運転経歴 証明書交 付手数料	1,150円	38の3 道路交 通法第104条 の4第6項 (同法第105 条第2項にお いて準用する 場合を含む。 )の規定 に基づく運転 経歴証明書の 交付	運転経歴 証明書交 付手数料	1,100円
38の4 道路交 通法第105条 の2第2項          の規定	運転経歴 証明書再 交付手 数料	1,150円	38の4 道路交 通法第104条 の4第6項 (同法第105 条第2項にお いて準用する 場合を含む。 )の規定	運転経歴 証明書再 交付手 数料	1,100円

に基づく運転 経歴証明書の 再交付			に基づく運転 経歴証明書の 再交付		
38の5 道路交 通法第105条 の2第4項の 規定に基づく 運転経歴情報 の記録	運転経歴 情報記録 手数料	900円（道路交 通法第105条の2 第2項の規定による運転経歴証 明書の交付又は再交付と同時に 記録を受ける場合にあつては、1 00円）			
39 道路交 通法第107条の7 第1項の規定 に基づく国外 運転免許証の 交付	国外運転 免許証交 付手数料	2,250円	39 道路交 通法第107条の7 第1項の規定 に基づく国外 運転免許証の 交付	国外運転 免許証交 付手数料	2,350円
40 道路交 通法第108条の2 第1項各号に 掲げる講習の 実施	講習手 数料	(1) 道路交 通法第108条の2第1 項第1号に掲げる講習 講習 1時間につき850円 (2) 同項第2号に掲げる講習 講習1時間につき2,400円 (3) 省略 (4) 同項第4号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額 ア 大型自動車免許、中型自 動車免許又は準中型自動車 免許に係る講習（準中型自 動車免許に係る講習にあつ ては、普通自動車免許を受 けている者に対するものに 限る。）講習1時間につ き4,650円 イ 準中型自動車免許に係る 講習（普通自動車免許を受 けている者に対するものを 除く。）講習1時間につ き3,800円 ウ 普通自動車免許に係る講 習 講習1時間につき3,050 円 (5) 同項第5号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額 ア 大型自動二輪車免許に係 る講習 講習1時間につき 4,300円 イ 普通自動二輪車免許に係 る講習 講習1時間につき 4,200円 (6) 同項第6号に掲げる講習 講習1時間につき1,750円 (7) 同項第7号に掲げる講習	40 道路交 通法第108条の2 第1項各号に 掲げる講習の 実施	講習手 数料	(1) 道路交 通法第108条の2第1 項第1号に掲げる講習 講習 1時間につき750円 (2) 同項第2号に掲げる講習 講習1時間につき2,350円 (3) 省略 (4) 同項第4号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額 ア 大型自動車免許、中型自 動車免許又は準中型自動車 免許に係る講習（準中型自 動車免許に係る講習にあつ ては、普通自動車免許を受 けている者に対するものに 限る。）講習1時間につ き4,450円 イ 準中型自動車免許に係る 講習（普通自動車免許を受 けている者に対するものを 除く。）講習1時間につ き3,500円 ウ 普通自動車免許に係る講 習 講習1時間につき2,800 円 (5) 同項第5号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額 ア 大型自動二輪車免許に係 る講習 講習1時間につき 4,150円 イ 普通自動二輪車免許に係 る講習 講習1時間につき 4,000円 (6) 同項第6号に掲げる講習 講習1時間につき1,500円 (7) 同項第7号に掲げる講習



講習 1 時間につき 3,200円

(8) 同項第 8 号に掲げる講習  
講習 1 時間につき 1,850円

(9) 同項第 9 号に掲げる講習  
講習 1 時間につき 900円

(10) 同項第 10 号に掲げる講習  
次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
ア 準中型自動車免許に係る講習 講習 1 時間につき 2,300円  
イ 普通自動車免許に係る講習 講習 1 時間につき 2,150円  
ウ 大型自動二輪車免許に係る講習 講習 1 時間につき 2,850円  
エ 普通自動二輪車免許に係る講習 講習 1 時間につき 2,700円  
オ 原動機付自転車免許に係る講習 講習 1 時間につき 2,550円

(11) 同項第 11 号に掲げる講習  
次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
ア 同法第 95 条の 6 第 1 項の表の備考一の口に規定する優良運転者に対する講習 500円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下「オンライン講習」という。）にあっては、200円）  
イ 同表の備考一の八に規定する一般運転者に対する講習 800円（オンライン講習にあっては、200円）  
ウ 同表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち道路交通法施行令第 43 条第 1 項の表講習手数料の項に規定する特定基準不該当者（以下「特定基準不該当者」という。）でないものに対する講習 1,400円  
エ 同法第 95 条の 6 第 1 項の

講習 1 時間につき 3,100円

(8) 同項第 8 号に掲げる講習  
講習 1 時間につき 1,400円

(9) 同項第 9 号に掲げる講習  
講習 1 時間につき 750円

(10) 同項第 10 号に掲げる講習  
次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
ア 準中型自動車免許に係る講習 講習 1 時間につき 2,150円  
イ 普通自動車免許に係る講習 講習 1 時間につき 2,050円  
ウ 大型自動二輪車免許に係る講習 講習 1 時間につき 2,700円  
エ 普通自動二輪車免許に係る講習 講習 1 時間につき 2,550円  
オ 原動機付自転車免許に係る講習 講習 1 時間につき 2,450円

(11) 同項第 11 号に掲げる講習  
次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
ア 同法第 92 条の 2 第 1 項の表の備考一の 2 に規定する優良運転者に対する講習 500円  
イ 同表の備考一の 3 に規定する一般運転者に対する講習 800円  
ウ 同表の備考一の 4 に規定する違反運転者等に対する講習 1,350円（道路交通法施行令第 43 条第 1 項の表講習手数料の項に規定する国家公安委員会規則で定める同令第 33 条の 7 第 2 項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、800円）

	<p>表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習 800円（オンライン講習にあっては、200円）</p> <p>(12) 同法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習 6,600円</p> <p>イ 普通自動車対応免許を受けている者（同号イ若しくはハに掲げる者又は同項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 2,950円</p> <p>(13) 同法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 自動車等（同令第43条第1項の表講習手数料の項に規定する国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下「実車等指導」という。）を含む講習 12,900円</p> <p>イ 実車等指導を含まない講習 9,350円</p> <p>(14) 同法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 講習1時間につき2,600円</p> <p>(15) 同項第15号 _____ に掲げる講習 講習1時間につき2,100円</p> <p>(16) 同項第16号に掲げる講習 講習1時間につき2,050円</p>		<p>(12) 同法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習 6,450円</p> <p>イ 普通自動車対応免許を受けている者（同号イ若しくはハに掲げる者又は同項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 2,900円</p> <p>(13) 同法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 12,500円（当該講習が同表講習手数料の項に規定する国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、9,050円）</p> <p>(14) 同条第1項第14号 _____ に掲げる講習 講習1時間につき2,250円</p> <p>(15) 同項第15号又は第16号に掲げる講習 講習1時間につき2,000円</p>
<p>41 道路交通法第108条の2第2項の規定</p>	<p>特定任意講習手数料</p> <p>(1) 道路交通法施行令第37条の6第2号に規定する講習 1,400円</p>	<p>41 道路交通法第108条の2第2項の規定</p> <p>特定任意講習手数料</p>	<p>(1) 道路交通法施行令第37条の6第2号に規定する講習 1,350円</p>

に基づく講習の実施	(2) 同令第37条の6の2第1号に規定する講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習 <u>6,600円</u> イ 普通自動車対応免許を受けている者（同号イ若しくはハに掲げる者又は同項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 <u>2,950円</u>
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

42 道路交通法第108条の3第1項の規定に基づく初心運転者講習の通知、同法第108条の3の2の規定に基づく同法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の通知又は同法第108条の3の3の規定に基づく若年運転者講習の通知	通知手数料	<u>1,000円</u>
43～59 省略		

備考

- 省略
- この表の34の項（以下「別表34の項」という。）に掲げる技能検定員審査手数料の額は、技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表34の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表34の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
1 技能検定員	(1) 大型自動車免許、	<u>3,800円</u>

に基づく講習の実施	(2) 同令第37条の6の2第1号に規定する講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習 <u>6,450円</u> イ 普通自動車対応免許を受けている者（同号イ若しくはハに掲げる者又は同項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 <u>2,900円</u>
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

42 道路交通法第108条の3第1項の規定に基づく初心運転者講習の通知、同法第108条の3の2の規定に基づく同法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の通知又は同法第108条の3の3の規定に基づく若年運転者講習の通知	通知手数料	<u>900円</u>
43～59 省略		

備考

- 省略
- この表の34の項（以下「別表34の項」という。）に掲げる技能検定員審査手数料の額は、技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表34の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表34の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
1 技能検定員	(1) 大型自動車免許、	<u>4,000円</u>

として必要な 自動車の運転 技能	中型自動車免許又は 準中型自動車免許に 係る技能検定員審査		として必要な 自動車の運転 技能	中型自動車免許又は 準中型自動車免許に 係る技能検定員審査	
	(2) 普通自動車免許に 係る技能検定員審査	3,650円		(2) 普通自動車免許に 係る技能検定員審査	3,550円
	(3) 特定第一種運転免 許に係る技能検定員 審査	1,200円		(3) 特定第一種運転免 許に係る技能検定員 審査	1,250円
	(4) 大型自動車第二種 免許等に係る技能検 定員審査	4,450円		(4) 大型自動車第二種 免許等に係る技能検 定員審査	4,250円
2 自動車の運 転技能に關す る觀察及び採 点の技能	(1) 大型自動車免許、 中型自動車免許又は 準中型自動車免許に 係る技能検定員審査	6,350円	2 自動車の運 転技能に關す る觀察及び採 点の技能	(1) 大型自動車免許、 中型自動車免許又は 準中型自動車免許に 係る技能検定員審査	6,700円
	(2) 普通自動車免許に 係る技能検定員審査	6,250円		(2) 普通自動車免許に 係る技能検定員審査	6,100円
	(3) 特定第一種運転免 許に係る技能検定員 審査	1,900円		(3) 特定第一種運転免 許に係る技能検定員 審査	2,100円
	(4) 大型自動車第二種 免許等に係る技能検 定員審査	7,750円		(4) 大型自動車第二種 免許等に係る技能検 定員審査	7,400円
3・4 省略			3・4 省略		
5 技能検定の 実施に關する 知識	(1) 大型自動車免許、中 型自動車免許又は準中 型自動車免許に係る技 能検定員審査	2,600円	5 技能検定の 実施に關する 知識	(1) 大型自動車免許、中 型自動車免許又は準中 型自動車免許に係る技 能検定員審査	2,350円
	(2) 普通自動車免許に 係る技能検定員審査	1,850円		(2) 普通自動車免許に 係る技能検定員審査	1,900円
	(3) 特定第一種運転免 許に係る技能検定員 審査	2,550円		(3) 特定第一種運転免 許に係る技能検定員 審査	2,650円
6 自動車の運 転技能の評価 方法に關する 知識	(1) 省略		6 自動車の運 転技能の評価 方法に關する 知識	(1) 省略	
	(2) 普通自動車免許に 係る技能検定員審査	2,000円		(2) 普通自動車免許に 係る技能検定員審査	2,050円
	(3) 特定第一種運転免 許に係る技能検定員 審査	2,400円		(3) 特定第一種運転免 許に係る技能検定員 審査	2,550円
	(4) 大型自動車第二種 免許等に係る技能検 定員審査	3,750円		(4) 大型自動車第二種 免許等に係る技能検 定員審査	3,700円
7 道路運送法 (昭和26年法 律第183号) 第2条第3項 に規定する旅 客自動車運送 事業及び自動	大型自動車第二種免許 等に係る技能検定員審 査	2,600円	7 道路運送法 (昭和26年法 律第183号) 第2条第3項 に規定する旅 客自動車運送 事業及び自動	大型自動車第二種免許 等に係る技能検定員審 査	2,550円

車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,950円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,350円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

3 この表の36の項（以下「別表36の項」という。）の教習指導員審査手数料の額は、教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表36の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表36の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	3,800円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,650円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,200円

車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 この表の36の項（以下「別表36の項」という。）の教習指導員審査手数料の額は、教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表36の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表36の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,000円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,550円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円

	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	(1)～(3) 省略	
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,100円
3 省略		
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(1)・(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(1)・(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	(2)・(3) 省略	
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,600円

備考

1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,000円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,350円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査

	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,250円
2 技能教習に必要な教習の技能	(1)～(3) 省略	
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,050円
3 省略		
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(1)・(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(1)・(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,500円
	(2)・(3) 省略	
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,550円

備考

1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査

については2,950円を減ずるものとする。

- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については200円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

については2,850円を減ずるものとする。

- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については150円を減ずるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。